

# プリペイドカード利用約款

## 第1条（約款の趣旨）

株式会社マルタカ石油（以下「当社」）は、株式会社マルタカ石油プリペイドカード（以下「プリカ」）をこの約款にしたがって取り扱うものとし、プリカの所持者（以下「お客様」）は、この約款によりお取引をしていただきます。

## 第2条（プリカの購入）

- (1) お客様がプリカをご購入される場合は、現金にて、プリカ券売機からのご購入のみとします。
- (2) お客様が一回にご入金出来る金額は、1,000円単位で上限が49,000円までご入金が可能です。
- (3) お客様がご入金出来る限度金額は、プリカ1枚につき 99,000円までとなります。

## 第3条（プリカのご利用）

- (1) お客様は、プリカの利用可能店で、券面記載のご利用可能金額の範囲内で燃料油（自動車用燃料油、灯油）代金のお支払いにご利用いただけます。
- (2) プリカをご利用になれる利用可能店は、当社店舗の新設や閉店によって、増減することがあります。
- (3) プリカのご利用は、当社が別表において定める店舗に限定します。  
（プリペイドカードご利用約款別表 プリカを利用出来る店舗（参照））
- (4) プリカご利用可能金額の確認方法は、プリカ券面（裏面）、利用可能店に設置されている券売機または計量機で確認することが出来ます。

## 第4条（プリカが利用できない場合）

次の場合には、プリカをご利用いただくことはできません。また、これによって生じた不利益に関して当社は一切の責任は負いません。

- (1) プリカが偽造、変造、再印刷または不正に作成されたものであるとき。
- (2) お客様がプリカを違法に取得したとき、または違法に取得されたプリカであることを知りながらもしくは知ることができた状況で取得したとき。
- (3) プリカの破損、計量機の故障、停電等により、利用可能店でプリカのご利用可能残高を読み取ることができないときは、プリカをご利用いただけません。  
この場合には、現金またはクレジットカードにてお支払下さい。
- (4) 第3条(3)により、指定店舗以外での利用は出来ません。

## 第5条（プリカを再交付する場合）

- (1) プリカのご利用可能残高の読取りができず、またはその記録に異常があった場合には、お客様は当社が定める方法でそのプリカを提出し、所定の手続きを経て、正常と確認出来た場合はプリカの再交付を受けることができます。
- (2) 前項の取扱いに際し、プリカのご利用可能残高は、電磁記録、印字を総合して推計します。

## 第6条（プリカを再交付しない場合）

次の場合には、プリカの再交付を受けることが出来ませんので、ご了承下さい。また、これによって生じた不利益に関して当社は一切の責任は負いません。

- (1) 変形、消磁、破損等によりご利用可能残高の読取りが不能で、残高の推計も出来ない場合
- (2) プリカが盗まれ、またはプリカを紛失された場合

## 第7条（換金の原則禁止）

- (1) プリカは、現金との引換えはできません。
- (2) お客様の事情によらずにプリカの利用が著しく困難になったと認める場合には、前項の定めにかかわらず、お客様は、当社が定める方法でプリカをご提出いただくことにより、ご利用可能残高からプレミアムおよび当社が定める手数料（銀行振込手数料、現金書留郵送料）を控除した金額の払い戻しを受けることができます。

## 第8条（プリカの終了）

- (1) 当社は、社会情勢の変化、法令の改廃、利用停止または取扱停止の措置がとられたとき、その他当社の都合等により、プリカの取扱いを中断若しくは終了する場合があります。
- (2) 前項の場合、当社は、法に基づく所定の方法で、プリカ残額の払戻しを行うものとし、当該払戻方法等について、お客様に事前に通知し、または周知の措置をとるものとします。

## 第9条（取扱いの変更）

プリカの取扱いについて、この約款を変更する場合には、当社は、一定の予告期間において周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は変更後の約款を適用します。

## 第10条（個人情報の取り扱い）

- (1) 次項に規定する場合を除き、お客様の個人情報を取得することはありません。
- (2) 第7条(2)に従い、プリカの残額を払い戻しする場合には、所定の様式にてお名前、ご住所、連絡先を提出して頂きます。
- この場合は、当該情報を当該払い戻しの証明にのみ利用し、他の目的に利用することはありません。

## 第11条（管轄裁判所）

本約款に基づくお取引に関し、万一当社との間に紛争が生じた場合は、当社の本社を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

## 第12条（ご注意事項）

- (1) プリカは、汚したり、折り曲げたり、磁気近づけないで下さい。
- (2) 当社は、プリカの紛失、盗難、破損、再印刷等の場合には、これらに起因する損害について一切の責任を負いません。

## 第13条（ご相談窓口）

お客様からのご相談窓口は、プリカ券面に記載の連絡先となります。

# プリペイドカードご利用約款別表

プリカは、(株)マルタカ石油の直営店舗（以下「店舗」）にて、ご利用頂けます。  
ご利用可能範囲は次の通りです。

### プリカを利用出来る店舗

#### 当社(株)マルタカ石油のセルフ式店舗

(株)マルタカ石油 阿由知通給油所	愛知県名古屋市昭和区阿由知通4丁目17番地	052-841-0210
(株)マルタカ石油 和合給油所	愛知県日進市赤池箕の手72番地の68	052-802-0301
(株)マルタカ石油 あざぶ給油所	愛知県みよし市筋生原1-1	0561-33-2872
(株)マルタカ石油 深田橋給油所	岐阜県加茂郡坂祝町酒倉深田1丁目618番地 1	0574-26-3753

※上記店舗での相互利用が可能です。

株式会社マルタカ石油 本社 愛知県名古屋市市中村区那古野1丁目47-1名古屋国際センタービル21F 052-586-2358